検討項目1 条例要配慮個人情報について

【改正個情法関係条文】

※改正個情法・・・令和5年4月から改正施行される個人情報の保護に関する法律(以下同じ。)

第2条第3項(要配慮個人情報の定義)

第60条第5項(条例要配慮個人情報の定義)

概要

改正個情法第2条第3項において要配慮個人情報が規定されている。これに対応するものとして、現条例第8条第5項において個人の権利利益を侵害するおそれのあるセンシティブ情報を規定している。

その他、改正個情法第60条第5項の規定により、地域の特性に応じて、特に配慮を要するものとして条例要配慮個人情報を法施行条例で定めることができる。この条例要配慮個人情報について、法施行条例で定めるかを検討する必要がある。

	センシティブ情報	要配慮個人情報	条例要配慮個人情報
	(現条例)	(改正個情法)	(法施行条例)
	思想、信条及び信仰	信条(思想及び信仰を含む)	(例示)
	社会的差別の原因となるおそれ	人種	LGBT に関する事項
	のあるもの	 社会的身分	生活保護の受給
		 病歴	一定の地域の出身等
		 犯罪の経歴	
		犯罪により害を被った事実	
範囲		不当な差別、偏見その他の不利益	
		が生じないように特に配慮	
		身体、知的、精神障害等	
		健康診断等の結果	
		保健指導・診療・調剤	
		刑事事件の手続	
		少年の保護事件の手続	
	原則取得禁止	なし	なし
	(例外:法令等の規定に基づくと		
制限	き、審査会の意見を聴いた上で実		
	施機関が必要不可欠と認めると		
	き)		
八主		個人情報保護委員会に報告	
公表	個人情報取扱事務登録簿に記載	個人情報ファイル簿に記載	個人情報ファイル簿に記載

(1) 範囲

上表のとおり、要配慮個人情報の範囲は、センシティブ情報の範囲をすべて包含して おり、改正個情法が適用されることによって、その範囲が小さくなることはない。

(2)制限

現条例では、センシティブ情報の原則取得禁止が規定されているところ、改正個情法の要配慮個人情報にはそのような制限がない。このことについて、改正個情法では、個人情報の保有について、「法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り」と規定されており、他の個人情報と同様の制限が付されている。

また、条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加することや審査会の意見聴取を要件とすることはできないとされている。

(3) 公表

現条例において、センシティブ情報を収集する場合は、個人情報取扱事務登録簿に記載し、一般の閲覧に供さなければならない。また、改正個情法において、個人情報ファイルに要配慮個人情報が含まれる場合は、その旨を個人情報保護委員会に報告し、個人情報ファイル簿に要配慮個人情報が含まれることを記載の上、公表しなければならない。このことから、これらの情報を有することに係る公表については、差異はない。

方 針<法施行条例に規定しない>

上述のとおり、改正個情法の要配慮個人情報の範囲は、現条例のセンシティブ情報を包含しており、新たに条例要配慮個人情報を法施行条例で定める必要性は乏しいものと考えられる。

仮に、LGBTに関する事項や生活保護受給について条例要配慮個人情報と規定したとしても、特に取得制限を設けられるものではなく、その実質的効果は少ないといえる。

検討項目2 個人情報ファイル簿以外の帳簿について

【改正個情法関係条文】

第60条第2項(個人情報ファイルの定義) 第75条(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

概要

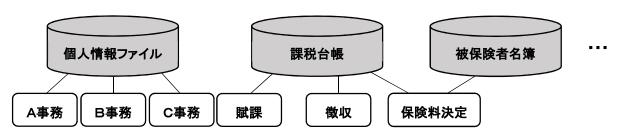
改正個情法第60条第2項において個人情報ファイルが、第75条において個人情報ファイルについて必要事項を記載した個人情報ファイル簿の作成及び公表が規定された。現条例では、第7条の規定により個人情報取扱事務登録簿を作成し公表しているところ、改正個情法第75条第5項で個人情報ファイル簿とは別の帳簿を法施行条例に規定できるものとなっていることから、個人情報取扱事務登録簿を当該別の帳簿として法施行条例で定めるかを検討する必要がある。

個人情報ファイルとは

個人情報をデータベース化したもの。

電子計算機処理されたものとそれ以外の紙等のマニュアル処理によるものの2種類がある。

【個人情報取扱事務登録簿と個人情報ファイル簿のイメージ】



個人情報取扱事務登録簿は、それぞれの事務について必要項目を記載したもの。個人情報ファイル簿は、それぞれの個人情報ファイルについて必要項目を記載したもの。

【個人情報取扱事務登録簿と個人情報ファイル簿との比較】

	個人情報取扱事務登録簿	個人情報ファイル簿
	(現条例)現行制度	(改正個情法)新制度
基本的事項の記載		
利用目的、記録項目、記録範囲等		U
行政機関等匿名加工情報関係の記載	×	
情報項目、提案期間等	^	
公主の大社	古み桂却ューナーへの記器	市政情報コーナーへの設置
公表の方法	市政情報コーナーへの設置	ホームページへの掲載
		国の安全、犯罪調査等のもの
	職員の人事、給与等のもの	職員の人事、給与等のもの
作成・公表の対象外	臨時(短期間)のもの	1年以内に消去のもの
THE DAY ON SOF	一般の刊行物等を扱うもの	学術研究のもの
	業務連絡のみのもの	業務連絡のみのもの
		1,000人未満のもの 等

(1) 単位

個人情報取扱事務登録簿がそれぞれの事務を単位とするものであるのに対し、個人情報ファイル簿は個人情報ファイルを単位とするものとなっている。実際に個人情報が所在するのは、個人情報ファイルであり、個人情報がどこに所在し、どういった利用目的であるのかという観点からは、個人情報ファイル簿の方が個人情報取扱事務登録簿より適当といえる。

(2) 記載項目

個人情報の利用目的や記録項目など、基本的な記載項目については個人情報取扱事務 登録簿と個人情報ファイル簿で異なるものではない。

方 針<法施行条例に規定しない>

上述のとおり、その単位及び記載項目から、個人情報ファイル簿で、個人情報取扱事務登録簿の役割は達成できるものと考えられ、個人情報取扱事務登録簿と個人情報ファイル簿を併存させると、公表・閲覧する上で紛れが生じるおそれがある。

事務単位での把握がこれまでより不明瞭になることについては、個人情報ファイル簿の利用目的の項目を詳細に記載することで対応できる。

なお、当市では、個人情報が適正に管理されているかどうかの内部監査を行っており、 保有している個人情報の取得方法や保管場所等を記載した個人情報管理台帳を作成し、管理・監査を行っている。このことから、事務単位の個人情報取扱事務登録簿がなくても、 個人情報の適正な管理に支障が生じるものではない。

また、1,000人未満の個人情報ファイルが個人情報ファイル簿の作成・公表対象にならないことから、利用者が閲覧できる個人情報ファイル簿が限られることが予想されるが、例えば500人以上を作成・公表の対象とする運用とすることで、公表するファイル簿の範囲を広げることが可能と考えられる。

以上のことから、新条例において個人情報取扱事務登録簿の作成・公表を定める必要性 は乏しく、個人情報ファイル簿の作成・公表の対象となる範囲を広げる運用をするべきも のと考えられる。

検討項目3 死者に関する情報の取扱いについて

【改正個情法関係条文】

第2条第1項(個人情報の定義)

概要

現条例において、死者の名誉棄損、相続人等の権利利益の侵害のおそれから、死者に関する情報についても、個人情報に含まれるものとして保護が図られている。しかし、改正個情法においては、死者に関する情報の保護により、相続人や遺族等の権利利益を保護することまでを意図するものではないため、個人情報は「生存する個人に関するもの」に限られている。このことについて、個人情報とは別のものとして、死者に関する情報の保護についての規定を設け、必要な保護を図る必要があるか検討する必要がある。

(1) 遺族等の生存する個人に関する情報

死者に関する情報でも、遺族等の生存する個人に関する情報にも該当し、当該生存する個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより識別することができるものを含む。)である場合は、個人情報に該当する。

(2)情報公開における不開示情報

情報公開における不開示情報について、情報公開条例では、生死の区別なく「個人に 関する情報」を不開示情報と規定している(これは行政機関情報公開法による国の行政 機関の情報公開制度においても同様である。)。このことから、死者に関する個人情報に ついて情報公開請求されたとしても、公開されることはない。

(3) 遺族による開示請求

現条例第20条第4項の規定により、死者の個人情報について、当該死者の遺族(配偶者、子、父母その他審査会の意見を聴いた上で、実施機関が認める者)は、開示請求することができる。過去3年度で、遺族からの開示請求により開示したものは次のとおり。

介護保険要介護認定、要支援認定関係	6件
高齢者施設関係	3件
救急搬送関係	2件
契約書関係	1件

方 針<別の保護措置を設けない>

以上のことから、改正個情法により、死者に関する情報の保護が大きく緩和されるものではないため、改正個情法の趣旨に基づき、死者に関する情報の保護についての規定を別に定める必要性は乏しいと考えられる。

また、遺族による開示請求は、生存する遺族に関する個人情報として取り扱えるかを今後の国の運用・解釈に基づき個別に検討し、開示請求の対応を行う。今後の運用・解釈を踏まえ必要に応じて、個別に、遺族に対する情報提供の制度の整備を行うかを検討する。

【死者に関する情報の開示について】

制度	個人情報の定義	手段	請求者	死者の情報		
		開示請求	死者個人	_	_	
	生存する個人に			公開	遺族の個人情報にも該当するも	
改正個情法	関する情報		遺族	公開	0	
	医する旧事			請求権な	遺族の個人情報には該当しない	
				L	もの	
個別の制度				国の運用・解釈を踏まえ、法令に抵触しない		
(検討)	_	情報提供	遺族	範囲で、要綱等により要件を定めて対応す		
(1円pリ)				べきかどうかを検討する。		
					個人に関する情報に該当し一般	
情報公開条例	個人 (死者含む) に関する情報	公開請求	何人も	非公開	に他人に知られたくないと望む	
旧拟石州木门				グドム州	ことが正当であると認められる	
					ものは非公開 (第2号)	

検討項目4 開示請求に係る不開示情報について

【改正個情法関係条文】

第78条(保有個人情報の開示義務)

概要

改正個情法第78条において、開示請求に係る不開示情報が規定されている。当該不開示情報について、情報公開条例第6条の公開しないことができる公文書及び行政機関情報公開法第5条の不開示情報と比較し、情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして、法施行条例で定めるかを検討する必要がある。

改正個情法	行政機関情報公開法	和泉市情報公開条例
(1)本人に関する情報		
(2)第三者に関する情報	(1)個人に関する情報	(2)個人に関する情報
(2) 另一有(C) 另 分 目 和	(1)個人(C関する旧形	(8)任意提供情報
	(1)の2行政機関匿名加工情報等	
(2) 计 / 签 / 图 十 7 桂却	(9) 计 【 饮) 7 則 十 7 桂 却	(3)法人等の事業に関する情報
(3)法人等に関する情報	(2)法人等に関する情報	(8)任意提供情報
(6)審議検討等に関する情報	(5)審議検討等に関する情報	(4) 意思形成過程に関する情報
(の) 番 酸 快 的 寺 に 関 り る 旧 報	(3) 番餓快削寺に関りる情報	(6)国等との協力関係情報
(7)事務事業に関する情報		
イ 国の安全等に関する情報	(3)国の安全等に関する情報	(7)公共の安全等に関する情報
ロ 公共の安全等に関する情報	(4)公共の安全等に関する情報	(7)公共の安全等に関する情報
	(6)事務事業に関する情報	
ハ 監査、検査、取締り等に関	イ 監査、検査、取締り等に関	 (5)事務事業執行に関する情報
する情報	する情報	(0) 事物事業例[[[[因]]] [5] 日報
ニ 契約、交渉、争訟等に関す	ロ 契約、交渉、争訟等に関す	 (5)事務事業執行に関する情報
る情報	る情報	(0)
ホ 調査研究に関する情報	ハ 調査研究に関する情報	(4) 意思形成過程に関する情報
へ 人事管理に関する情報	ニ 人事管理に関する情報	(5)事務事業執行に関する情報
ト 公営企業等に関する情報	ホ 公営企業等に関する情報	(3)法人等の事業に関する情報
上記いずれかに該当	上記いずれかに該当	(1)法令秘情報

[※]詳細は次項参照

方 針<法施行条例には規定しない。情報公開条例の一部改正を検討する。>

上表のとおり、改正個情法と情報公開条例の不開示情報の規定において、不開示事項は同じであり、法施行条例で不開示情報について定める必要性は乏しいといえる。ここで、改正個情法と情報公開条例の規定ぶりが異なることから、情報公開条例を一部改正し、改正個情法の規定に合わせることが適当と考えられる。なお、法令秘情報については、改正個情法の不開示情報のいずれかに当てはめて不開示とすると、国の見解が示されている。

【改正個情法と情報公開条例の比較】

項目		1	改正個情法		情報公開条例	
本人に関する性	情報	(1)	開示請求者(第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報			
第三者 不同に関する情報	開示	(2)	開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることと	(2)	個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され 得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	
			なるものを含む。) 若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ただし、次に掲げる情報を除く。	(8)	公開しないことを条件として個人又は法人等から任意に市の 機関に提供された情報であって、当該個人又は法人等の承 諾なく公開することにより、当該個人又は法人等との協力関 係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの	
開表	示	イ	法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報	ア	法令等の規定により、何人も閲覧することができるとされてい る情報	
		П	人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報	ウ	法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に作成し、又 は取得した情報であって、人の生命、身体、財産等を保護す るため、公開することが必要であると認められるもの	
		ハ	当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	工	公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報	
				イ	公表することを目的として作成し、又は取得した情報	

法人等	不開示	(3)	法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び	(3)	法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人
に関す			地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」とい		等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業
る情報			う。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の		に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は
			当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人		当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認め
			の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが		られるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
			必要であると認められる情報を除く。		
		イ	開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上		
			の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの		
		口	行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提	(8)	公開しないことを条件として個人又は法人等から任意に市の
			供されたものであって、法人等又は個人における通例として開		機関に提供された情報であって、当該個人又は法人等の承
			示しないこととされているものその他の当該条件を付することが		諾なく公開することにより、当該個人又は法人等との協力関
			当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認		係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの
			められるもの		
	開示		ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示	ア	人の生命又は身体を保護するため、公開することが必要であ
			することが必要であると認められる情報を除く。		ると認められる情報
				イ	人の財産又は生活に対し重大な影響を及ぼし、又は及ぼす
					おそれがある違法又は不当な事業活動に関する情報
				ウ	ア又はイに準ずる情報であって、公開することが公益上必要
					であると認められるもの
審議検討	等に関す	(6)	国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行	(4)	市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、地方
る情報			政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関		公共団体若しくはこれらに準ずる団体(以下「国等」という。)
			する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若し		の機関との間における調査、研究、協議等の意思形成過程
			くは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国		に関する情報であって、公開することにより、公正かつ適切な
			民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益		意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの
			を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	(6)	市の機関と国等の機関との間における協議、協力、依頼等に
				(2)	基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開すること
					により、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認め
					られるもの

事務事業に関する情報	(7)	国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの		
国の安全等に関する情報	イ	独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ	(7)	公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の 予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ がある情報
公共の安全等に関する情報	口	独立行政法人等、地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く。)又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ		
事務事業執行に関する情報	ハニニ	監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る 事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法 若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にす るおそれ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人	(5)	市の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、入 札、交渉、争訟、許可、認可、人事等の事務事業に関する情 報であって、公開することにより、当該事務事業若しくは将来 の同種の事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業 の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるも
	1	等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ		の公正がう門側は教们に着しい、文庫が生すると訟のられるもの
調査研究に関する情報	ホ	調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	(4)	市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体(以下「国等」という。)の機関との間における調査、研究、協議等の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、公正かつ適切な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの

事務事業執行に関	^	人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支	(5)	市の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、入
する情報		障を及ぼすおそれ		札、交渉、争訟、許可、認可、人事等の事務事業に関する情
				報であって、公開することにより、当該事務事業若しくは将来
				の同種の事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業
				の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるも
				0)
公営企業等に関す	1	独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独	(3)	法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人
る情報		立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益		等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業
		を害するおそれ		に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は
				当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認め
				られるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
法令秘情報		上記いずれかに該当	(1)	法令又は条例等(以下「法令等」という。)の規定により、公開
				することができないとされている情報及び主務大臣等の指示
				により、公開してはならないとされている情報

検討項目 5 開示等の請求に対する決定の期限について

【改正個情法関係条文】

第83条(開示決定等の期限)

第84条(開示決定等の期限の特例)

第94条(訂正決定等の期限)

第95条(訂正決定等の期限の特例)

第102条(利用停止決定等の期限)

第103条(利用停止決定等の期限の特例)

第108条(条例との関係)

概要

開示等の請求に対する決定の期限について、現条例と改正個情法とで異なることから、 改正個情法第108条の規定により、法施行条例に改正個情法の期限とは異なる期限を定 めるかを検討する必要がある。

	現条例	改正個情法
開示 (延長)	15日以内(+15日)	30日以内(+30日)
訂正 (延長)	30日以内(+15日)	30日以内(+30日)
利用停止(延長)	30日以内(+15日)	30日以内(+30日)

上表のとおり、現条例の期限の方が、改正個情法の期限よりも短期間に設定されている。

【開示請求の実績】

	開示請求の件数	決定までの平均日数	延長した件数	訂正・利用停止請求 の件数
令和元年度	16件	10.1日	1件	0件
令和2年度	26件	10.1日	0件	0件
令和3年度	19件	12日	0件	0件

方 針<法施行条例に規定する>

これまで、開示請求の決定期限の延長をしたことはほとんどなく、おおよその開示請求について、通常の15日以内の期限で十分対応可能と考えられる。開示決定の期限を改正個情法の期限とすると、不必要に開示決定に時間をかけることとなり、住民サービスの低下になりうる。

また、情報公開の決定の期限も15日以内であり、個人情報の開示と情報公開の両制度で決定の期限に差を設けることは、利用者の誤解を生む恐れがある。

このことから、現条例と同じ期限を新条例で定める必要があると考えられる。

なお、訂正及び利用停止について、令和元年度から令和3年度まで請求の実績はないが、 開示請求と同様に考えられる。

検討項目6 開示請求の手数料について

【改正個情法関係条文】

第89条第2項·第3項(手数料)

概要

個人情報の開示に係る費用負担について、現条例第32条において、手数料は徴収せず、 写しの作成その他交付に要する費用の負担を規定しているところ、改正個情法第89条第 2項では、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないことが 規定されている。

このことから、当該手数料について、検討する必要がある。

【現条例施行規則の規定(実費徴収金)】

開示	の実施方法	交付する媒体の規格	負担すべき費用の額
白黒コピー		A3以下	1枚(片面)10円
	立事等なったしよべき		1枚100円
	文書等をスキャナで読		(10枚超の場合は、文書1
	み取ったもの	CD-ROM	枚10円を加算)
光ディスク	その他		1枚100円
	文書等をスキャナで読		1枚150円
		DVD	(15枚超の場合は、文書1
	み取ったもの	ע א ט	枚10円を加算)
	その他		1枚150円
録音カセットテ	ープ	120分まで	1巻250円
ビデオカセット	テープ	120分まで	1巻250円

(1) 現条例における費用との整合

現条例施行規則では、開示等の手数料は徴収せず、上表のとおり、実費の負担を求める規定となっている。

(2) 情報公開及び審査請求との整合

情報公開では実費徴収として、審査請求における書類等の閲覧等では手数料として、 それぞれ現条例施行規則と同内容・同額の規定としている。

(3) 手数料の項目

現条例施行規則では、録音カセットテープ及びビデオカセットテープの額を定めているが、これまでこれらの媒体で開示した実績はない。また、近年メディアの変遷により、録音カセットテープやビデオカセットテープの入手が困難になっており、入手するのに1巻250円以上かかる可能性が十分に考えられる。

(4) 人件費の考え方

改正個情法施行令第26条において、行政機関(各省庁等)における開示請求の手数料は、開示請求に係る事務処理に必要となる人件費を考慮し、オンライン1件200円、 それ以外1件300円と定額が定められている。

方 針<手数料は徴収せず実費徴収とする。法施行条例に規定>

開示する個人情報に係る公文書の量にそれぞれ差があること、市民の自己情報コントロール権行使の阻害となるおそれがあることから、各省庁等と同様に、一律の人件費を手数料として規定することは、適当といえない。

情報公開制度との紛れが生じないようにするためにも、現行の個人情報の開示等及び情報公開と同様に、手数料は徴収せず、実費徴収のみを行うことが適当と考えられる。

ただし、録音カセットテープ及びビデオカセットテープについては、見込みが限りなく少ないことから、規定する必要性に乏しい。仮にこれらの方法による開示の求めがあった場合は、個別的に実費相当額を徴収するものとする。あわせて、情報公開及び審査請求についても、録音カセットテープ及びビデオカセットテープの規定を削るものとする。

検討項目7 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について

【改正個情法関係条文】

第5章第5節(行政機関等匿名加工情報の提供等) 附則第7条(行政機関等匿名加工情報に関する経過措置)

概要

改正個情法第5章第5節において、行政機関等匿名加工情報の提供等に関する規定が定められた。改正個情法附則第7条で、地方公共団体においては、当分の間、任意で行政機関等匿名加工情報の提案募集を実施することができることとされている。この提案募集における行政機関等匿名加工情報の利用のために利用契約を締結するに当たり、提案した事業者が納める手数料について、改正個情法第119条第3項及び第4項の規定により、実費を勘案して政令で定める額を標準として法施行条例で定める必要がある。

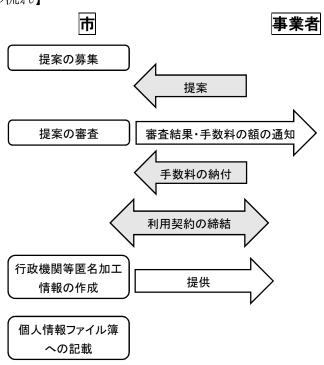
このことから、新条例で定めるその利用に係る手数料について検討する必要がある。

行政機関等匿名加工情報とは

個人情報ファイルを構成する保有個人情報を特定の個人が識別できないように個人情報 を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないよ うにしたもの。

民間事業者等がその事業に活用することができる。

【提案募集手続の流れ】



【政令で定める額とその考え方】

区分	मे	額	積算	
新規の行政機関等匿名加工 21,		21,000 円	3,991.9 円×5.28 時間=21,077 円(百円未満切捨て	
情報の利用			・3,991.9 円	
			H28 年度全府省庁の人件費時間単価 3,855.6 円+物件費	
			単価 136.3 円	
			• 5. 28 時間	
			提案の審査、審査結果の通知及び契約の締結、行政機	
			関等匿名加工情報の提供	
		1時間ごと	3,950 円×行政機関等匿名加工情報の作成時間	
		3,950 円	3,991.9円の50円未満を切捨て	
		作成委託料	行政機関等匿名加工情報の作成を外部委託した場合に	
			委託業者に支払う額	
既存の行政機	別事業者	新規利用と		
関等匿名加工		同額		
情報の利用	情報の利用 同事業者 12,6		21,000 円×0.6=12,600 円	
			提案の審査、審査結果の通知及び契約の締結	

方 針 < 法施行条例に規定する >

上表と同じ考え方で積算した下表の額を法施行条例で定めるものとする。

	工衣と向し考え力で慎昇した「衣の顔を伝施17米例で足めるものとする。 			
区分		額	積算	
新規の行政機関等匿名加工		21,900円	4,150.3 円×5.28 時間=21,913 円(百円未満切捨て)	
情報の利用	情報の利用		・4, 150. 3 円	
			$H30\sim R2$ の人件費単価 66.9 円/分 $ imes60$ 分 $+$ 物件費単何	
			136.3 円	
			• 5. 28 時間	
			提案の審査	
			審査結果の通知及び契約の締結	
			行政機関等匿名加工情報の提供	
			4,150 円×行政機関等匿名加工情報の作成時間	
		4, 150 円	4, 150. 3 円の 50 円未満を切捨て	
		作成委託料	行政機関等匿名加工情報の作成を外部委託した場合に、	
			委託業者に支払う額	
既存の行政機	別事業者	新規利用と		
関等匿名加工 同		同額		
情報の利用	同事業者	13, 100 円	円 21,900 円×0.6=13,140 円 (百円未満切捨て)	
			提案の審査	
			審査結果の通知及び契約の締結	

検討項目8 個人情報保護審査会のあり方について

【改正個情法関係条文】

第105条(審査会への諮問)

第129条(地方公共団体に置く審議会等への諮問)

概要

現条例の個人情報保護審査会においては、個人情報の開示等に対する審査請求、個人情報の収集、目的外利用・外部提供、オンライン結合等の個人情報保護に関する重要な事項について、諮問を行っている。改正個情法では、第129条の規定により、審査会への諮問事項は「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」と限定的になった。このことから、個人情報保護審査会のあり方について、検討する必要がある。

(1) 個人情報保護審査会の機能

現条例と改正個情法における個人情報保護審査会への諮問事項は、下表のとおりとなっている。ここで、改正個情法で諮問事項として規定される「特に必要であると認めるとき」について、例示として、国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に定める場合や、法律の範囲内で地域の特殊性に応じて独自の個人情報保護施策を実施する場合等が示されているが、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審査会への諮問を要件とすることは許容されないという見解から、諮問事項は、現条例の個人情報保護審査会よりも少なくなると考えられる。

現条例	改正個情法
個人情報の開示等の決定・開示等の請求に係る不作為に	個人情報の開示等の決定・開示等の請求に係る不作為に
対する審査請求 (第34条の2)	対する審査請求
本人以外からの収集(第8条)	
センシティブ情報の収集 (第8条)	
目的外利用・外部提供(第9条)	
オンライン結合による外部提供の実施・実施後の措置	
(第 10 条)	
不正な複製等に係る勧告・命令 (第13条)	
開示請求等ができる遺族の範囲 (第20条)	
個人情報を不適正に取り扱う事業者への勧告(第40条)	
個人情報を不適正に取り扱う事業者に係る事実の公表	
(第 41 条)	
個人情報保護に関する重要な事項(第 46 条)	
	改正個情法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の
	場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため
	専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であ
	ると認めるとき

(2) 他の審査会との整理

本市では、個人情報保護審査会以外に、情報公開審査会及び行政不服審査会を設置しており、それらの役割については下表のとおりとなっている。

審査会名称 設置根拠		担任事務	
	個人情報保護条例第46条	個人情報の開示等の決定・開示等の請求に係る	
(田) 桂却 (巴 港 宏 木 仝		不作為に対する審査請求	
個人情報保護審査会		個人情報保護に関する重要事項の調査審議、意	
		見具申	
	情報公開条例第14条	情報公開の決定・公開の請求に係る不作為に対	
情報公開審査会		する審査請求	
		情報公開に関する重要事項の意見具申	
	行政不服審査会条例	行政不服審査法の規定に基づく審査請求	
行政不服審査会		行政不服審査に関する重要事項の調査審議、意	
		見具申	

なお、国では、情報公開の決定、個人情報の開示等の決定等に対する審査請求事件は、 情報公開・個人情報保護審査会が担任している。

方 針<情報公開・個人情報保護審査会条例を制定する>

改正個情法により、類型的に個人情報保護に関する重要事項に係る諮問を行うことはなくなるが、審査請求や専門的な知見に基づく意見を求める機関として設置することが必要である。また、審査会の効率的な運営を行う必要があること、同じ委員で構成されていること及び国における審査会の体系に鑑み、情報公開審査会と個人情報保護審査会とを統合し、情報公開・個人情報保護審査会を設置することが適当と考えられる。

なお、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に係る専門的な知見を求める権限を持たせる必要性や、審査請求の手続として審理員の手続を除外していることに鑑み、行政不服審査会との統合は行わないものとする。

審査会名称	設置根拠	担任事務	
情報公開·個人情報保護審査会	情報公開·個人情報保護審 查会条例	情報公開の決定・公開の請求に係る不作為に対	
		する審査請求	
		個人情報の開示等の決定・開示等の請求に係る	
		不作為に対する審査請求	
		情報公開に関する重要事項の意見具申	
		個人情報保護に関する重要事項の調査審議、意	
		見具申	
	行政不服審査会条例	行政不服審査法の規定に基づく審査請求	
行政不服審査会		行政不服審査に関する重要事項の調査審議、意	
		見具申	

検討項目9 罰則について

【改正個情法関係条文】

第8章(罰則)

概要

改正個情法第8章に罰則のほかに、罰則を定めるかを検討する必要がある。

(1) 現条例と改正個情法の比較

項目	行為	額等	条文	
	正当な理由なく個人情報(個人情報フ	2年以下の懲役又は	現条例第48条	
	アイル・集合物)を提供したとき	100万円以下の罰金	改正個情法第176条	
	業務上知り得た個人情報を自己・第三	1 左門 ての微処 フロ	現条例第49条	
職員、受託業者等(元	者の不正な利益のために提供・盗用し	1年以下の懲役又は	14. 工厂 (日本) 2. 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
を含む) に対する罰則	たとき	50万円以下の罰金	改正個情法第180条	
	職権濫用により職務以外の目的で個人	1年以下の懲役又は	現条例第50条	
	情報を収集したとき	50万円以下の罰金	改正個情法第181条	
		2年以下の懲役又は		
	正当な理由なく個人情報を提供したと	100万円以下の罰金	現久 周等 4 0 冬の 9	
	き	【法人(委託業者等)】	現条例第49条の2	
		100万円以下の罰金		
法人の代表者、代理		1年以下の懲役又は		
		50万円以下の罰金	現条例第49条の2	
人、従業員に対する罰	業務上知り得た個人情報を自己・第三	【法人(委託業者等)】		
則(両罰規定)		50万円以下の罰金		
	者の不正な利益のために提供・盗用し	1年以下の懲役又は	- 改正個情法第184条	
	たとき	50万円以下の罰金		
		【法人】		
		1億円以下の罰金		
国外・市外の者に対す	上記は和泉市外で罪を犯した者にも適用	現条例第51条		
る罰則	上記は日本国外で罪を犯した者にも適用	する。	改正個情法第183条	
不正な開示請求に対	偽りその他不正の手段により、個人情	5万円以下の過料	現条例第54条	
する罰則	報の開示を受けたもの	10万円以下の過料	改正個情法第185条	
	個人情報の不正な複製等をしたことに	6月以下の懲役又は		
	対する措置命令に従わなかったとき	30万円以下の罰金	- 現条例第 5 2 条	
命令・検査に従わない	上記命令に関する報告の聴取・立入検	30万円以下の罰金		
ことに対する罰則	査を拒んだとき			
	資料提出・立入検査を拒んだとき	50万円以下の罰金	改正個情法第182条	
審査会委員(元を含	職数上知り但を利徳も漏さしをした	2mm以下の無人	現条例第53条	
む)に対する罰則	職務上知り得た秘密を漏らしたとき	3万円以下の罰金		

(2) 他の罰則規定

本市の情報公開審査会及び行政不服審査会の委員には、条例上、守秘義務が課せられているものの、罰則の定めはない。また、他の法律に基づく国の審査会委員及び地方公務員の守秘義務違反の罰則の規定は以下のとおり。

法律	罰則の対象	行為	額等	備考	
情報公開 • 個人情報	情報公開•個人情報保	職務上知り得た秘密	1年以下の懲役又は	常勤委員あり	
保護審査会設置法	護審査会委員	を漏らしたとき	50万円以下の罰金		
行政不服審査法	行政不服審査会委員	職務上知り得た秘密	1年以下の懲役又は	常勤委員あり	
		を漏らしたとき	50万円以下の罰金		
14.十八岁早年	地方公務員	職務上知り得た秘密	1年以下の懲役又は	特別職非常勤職員は、	
地方公務員法		を漏らしたとき	50万円以下の罰金	適用除外	

方 針 < 新たに罰則は規定しない>

上記(1)の表のとおり、改正個情法においては、現条例における罰則のうち、審査会委員の守秘義務の実効性を担保するための審査会委員に対する罰則がなくなる。

他方、上記(2)の表のとおり、国の審査会の罰則の量刑については、地方公務員法で規定される常勤の職員と同様のものとなっている。また、審査請求について諮問を受ける本市の情報公開審査会や行政不服審査会では、条例上、守秘義務が課せられているものの、罰則の定めはない。

本市においては、改正個情法の施行に伴い、新たに情報公開・個人情報保護審査会条例を制定の上、現行の情報公開審査会と個人情報保護審査会を統合し、情報公開・個人情報保護審査会を設置する方針であり、個人情報保護審査会の役割は小さくなるにもかかわらず、罰則を強化する必要性は乏しいものと考えられる。また、情報公開審査会の業務を引き継ぐ部分に新たに罰則を設ける必要性はないことから、情報公開・個人情報保護審査会委員に対する罰則は設けない方針とする。